

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月9日

【会社名】 四国化成工業株式会社

【英訳名】 Shikoku Chemicals Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 C.E.O. 田中直人

【本店の所在の場所】 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

【電話番号】 (0877)22-4111

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理・情報システム部長 片山和彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16

【電話番号】 (043)296-4111

【事務連絡者氏名】 幕張支社総務部長 富澤秀明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 151,716,400円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 四国化成工業株式会社 幕張支社
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16)
四国化成工業株式会社 大阪支社
(大阪府吹田市豊津町22番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注) 幕張支社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、有価証券報告書および四半期報告書を参照書類としておりますが、第3四半期報告書を2021年2月9日に提出いたしましたので、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2021年3月期第3四半期(自2020年4月1日至2020年12月31日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補充情報

(添付書類の削除)

2021年3月期第3四半期(自2020年4月1日至2020年12月31日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自2019年4月1日至2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第101期第1四半期(自2020年4月1日至2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第101期第2四半期(自2020年7月1日至2020年9月30日) 2020年11月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年1月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月26日関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年1月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を2020年10月9日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年1月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2021年1月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第101期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第101期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月11日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第101期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月9日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を2020年10月9日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。